

# 令和元年度第1回千葉市健康危機管理対策本部会議

日時 令和2年2月19日(水) 9:00～

場所 本庁舎3階 第一会議室

## 次 第

1 開会

2 本部長指示

3 議事

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について  
発生状況・対応状況

(2) 市民への周知等

(3) BCPについて

4 閉会

第1回千葉市健康危機管理対策本部会議 出席者名簿

	職名	備考
1	市長	本部長
2	鈴木副市長	
3	服部副市長	
4	教育長	
5	総務局長	
6	危機管理監	
7	総合政策局長	
8	財政局長	
9	市民局長	
10	保健福祉局長	
11	保健福祉局次長	
12	健康部長	
13	保健所長	
14	環境保健研究所長	
15	こども未来局長	
16	環境局長	
17	経済農政局長	
18	都市局長	
19	建設局長	
20	中央区長	
21	花見川区長	
22	稲毛区長	
23	若葉区長	
24	緑区長	
25	美浜区長	
26	消防局長	
27	水道局長（建設局次長併任）	
28	病院局次長	
29	会計管理者	
30	教育次長	
31	選挙管理委員会事務局長	
32	人事委員会事務局長	
33	監査委員事務局長	
34	議会事務局長	

## 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

## 1 国外の発生状況（令和2年2月17日 国の発表）

	中国	香港	マカオ	タイ	韓国	台湾	ベトナム	シンガポール	フランス	米国	オーストラリア	マレーシア	ネパール	カンボジア
患者数	70,548名	57名	10名	34名	29名	20名	16名	75名	12名	15名	15名	22名	1名	7名
死亡者数	1,770名	1名	0名	0名	0名	1名	0名	0名	1名	0名	0名	0名	0名	0名
	カンボジア	スリランカ	ドイツ	UAE	フィンランド	イタリ	インド	フィリピン	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	エジプト
患者数	1名	1名	16名	9名	1名	3名	3名	3名	9名	2名	1名	2名	1名	1名
死亡者数	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	1名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

## 2 県内の発生状況（令和2年2月17日現在）

No.	年代	性別	武漢市滞在歴	感染源	区分	発症日	検査確定日	現在の症状	入院状況
患者1	20代	女性	なし	判明	県内発生	1月20日	1月31日	症状なし	入院中
患者2	40代	男性	あり	—	チャーター便	2月1日	1月30日	症状なし	入院中
患者3	30代	女性	あり	—	県内発生	1月30日	2月4日	—	退院
患者4	40代	男性	あり	—	県内発生	1月24日	2月5日	咳	入院中
患者5	50代	男性	あり	—	チャーター便	2月7日	2月10日	—	退院
患者6	20代	男性	なし	不明	県内発生	2月2日	2月13日	咳・熱	入院中
無症状病原体保有者1	50代	女性	あり	—	チャーター便		1月30日	—	退院

## 参考) 国内発生状況（令和2年2月17日現在）

区 分		陽性者数
チャーター便帰国者		9名
クルーズ船乗船者		454名
国内発生者	居住地（中国武漢市等）	9名
	居住地（日本国内）	29名
計		501名

### 3 国の対応

- ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行（2月1日）
- ・帰国者への支援、国の感染症対策の強化

### 4 千葉市の対応

#### (1) 体制

千葉市健康危機管理基本指針等に基づき対応している。

- ・1月23日 感染症健康危機対策班を設置（保健福祉局健康部内）
- ・1月31日 健康危機管理対策警戒本部を設置（保健福祉、総務、消防、病院の局長会議）
- ・2月19日 健康危機管理対策本部設置

#### (2) 市民への情報提供等

正確な情報提供と感染予防策の実施を周知

- ・ホームページに注意喚起を掲載
- ・ちらし「新型コロナウイルスを防ぐには」を各窓口に配布（2月19日）
- ・「帰国者・接触者相談センター」の案内ポスターを庁内に配布（2月19日）
- ・電話相談窓口の開設（1月31日から）

#### (3) 医療機関等への支援

- ・「帰国者・接触者外来」に感染対策資材の配布
- ・市内病院に対してマスクの不足状況を確認中（不足している施設に対して供給予定）
- ・環境保健研究所で検査できる体制を整備し、医療機関からの検査依頼に対応

#### (4) その他

- ・宿泊施設向けに予防策の周知、千葉市の相談窓口や多言語による案内（観光庁）を文書で情報提供
- ・庁内向けに感染予防、相談窓口の周知、その他留意事項について文書で通知

### 5 学校、保育所、高齢者施設等の対応

- ・2週間以内に湖北省及び浙江省から帰国した児童については、症状がない場合であっても2週間の間は登校（登園）を避け、外出を控えるよう保護者宛に通知。
- ・偏見やいじめが生じないように、子どもたちと保護者に文書を配布
- ・各施設あてに感染症対策の徹底を通知

### 6 予防対策

インフルエンザと同様の感染予防対策

- ・流水と石鹸によるこまめな手洗い。
- ・咳やくしゃみが直接人にかからないようにティッシュなどで鼻と口を覆う。

### 7 新型コロナウイルス感染症対策のホームページ

#### (1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報について

(<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/kansensyoujyouhou.html>)

- ・千葉市のホームページ
- ・相談窓口や帰国者接触者相談センターの案内

- (2) 新型コロナウイルスによる肺炎について  
(<http://www.ccia-chiba.or.jp/index.php/news.html>)
- ・ 千葉市国際交流協会ホームページ
  - ・ 英語、中国語での対応
- (3) 新型コロナウイルス感染症について  
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/2019-ncov.html>)
- ・ 千葉県ホームページ
  - ・ 県内の発生状況
- (4) 新型コロナウイルス感染症の対応について  
([https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html))
- ・ 内閣官房ホームページ
  - ・ 国の新型コロナウイルス対策に係る総合的な情報
  - ・ 関係省庁における対応状況一覧の掲載
- (5) 新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～  
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)
- ・ 首相官邸ホームページ
  - ・ 新型コロナウイルスを含む感染症対策をまとめた掲示・周知用チラシの掲載  
(日本語、英語、中国語)
- (6) 新型コロナウイルス感染症について  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html))
- ・ 厚生労働省ホームページ
  - ・ 患者発生情報やQ & A (一般の方向け、医療機関・検査機関向け等) の掲載
- (7) 中小企業向け新型インフルエンザ対策に関する情報提供資料のご紹介について  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>)
- ・ 中小企業庁のホームページ
  - ・ 平成21年の新型インフルエンザ対策の際のBCP (事業継続計画) の策定に向けた各種情報が掲載。企業における感染対策等について。

## 新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制の構築について

### 1 帰国者・接触者相談センターの設置

市民の方が厚生労働省の示す疑い例、相談の目安に該当すると考えられる場合、医療機関（帰国者・接触者外来）を受診すべきかどうかなどの対応を相談できます。

#### (1) 開設日

帰国者・接触者相談センター（千葉市保健所内）

平日・土曜日、日曜日、祝日含む

午前9時から午後5時まで

電話番号：043-238-9966

#### (2) 設置日

令和2年2月7日（県内一斉）

※令和2年2月7日に設置してから2月17日までの実績は、88件となっています。

### 2 帰国者・接触者外来の設置（外来対応医療機関）

「1」により受診すべきと判断された方の診療を行う医療機関で、県内38か所設置（令和2年2月13日現在）されています。

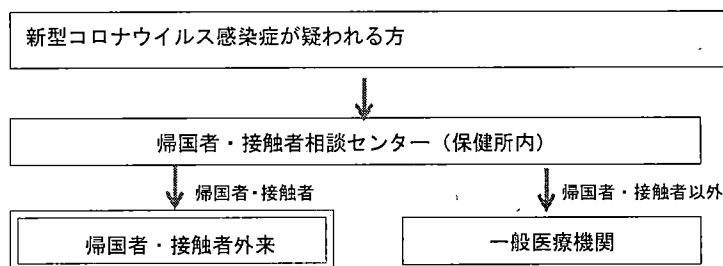
### 3 入院対応医療機関

#### (考え方)

第二種指定感染症医療機関への患者受入体制の構築を実施しました。

今後、患者等が増加した際には、無症状、軽症者は、感染症対策を確実に行った医療機関に受入を要請することを考えています。

### 4 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の流れ



## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

### 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

### 2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
  - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - ・ 高齢者
  - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
  - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

### 3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

## 新型コロナウイルス感染症関連に係る電話相談窓口について

## 1 専用電話相談窓口について

新型コロナウイルス感染症に関すること、感染の予防に関すること、心配な症状が出た時の対応などの相談に応じるもの

電話相談窓口（令和2年1月31日保健所内に設置）

電話番号：043-238-9966

受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を含む）

## 2 相談件数（令和2年2月17日現在）

市民・県民	494
医療関係者	112
市町村	12
飲食店や旅館等の事業者	15
その他	30
合計	663

※ 1月22日から保健所で受けた相談件数を含む。

## 3 主な相談内容

健康不安（どのような病気か）、予防方法、治療方法、診断方法、国内での発生状況、市（県）の体制について



# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。  
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。  
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

### ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。  
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

施設名	千葉市帰国者・接触者相談センター
電話番号	043-238-9966
対応時間	午前9時00分~午後5時00分 (土曜日、日曜日、祝日も含む)



# 新型コロナウイルス感染症に

## かかったと思ったら、



# 「帰国者・接触者相談センター」へ

- ・ 「帰国者・接触者相談センター」では新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談を受け付けています。
- ・ 同センターでは、相談内容から同感染症の疑いがあると判断した場合、その方へ適切な診察を行う「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っております。

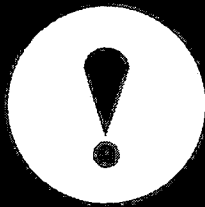
施設名 : 千葉市帰国者・接触者相談センター

電話番号 : 043-238-9966

午前9時00分～午後5時00分

(土曜日、日曜日、祝日も含む)

・ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい場合は都道府県等が開設している「**新型コロナウイルス一般電話相談窓口**」へお問い合わせ下さい。  
・ 新型コロナウイルス感染症にかかったかと思ったら、緊急の場合を除いて、医療機関への受診を、連絡無く、直接行うことは控えるようにしてください。



# 感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ①手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ②咳エチケット

### 3つの咳エチケット

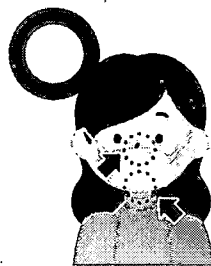
電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

### 正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う



首相官邸 Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生省 検索



マスクについて  
のお願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、  
感染症の拡大の効果的な予防には、

**風邪や感染症の疑いがある人たちに  
使ってもらうことが何より重要です。**

#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

1

マスクは買い占め  
なくても**大丈夫**

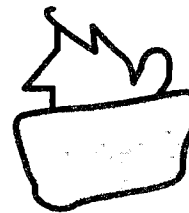
風邪や感染症の疑いのある人に  
マスクを届けるために、  
必要な分だけ買うようにしましょう。



2

使い捨てマスクが  
ないときは  
**代用品**を使おう

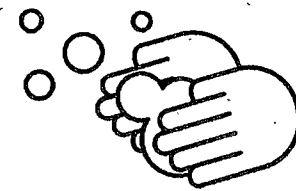
ガーゼマスクや、タオルなど  
口を塞げるものでも  
飛沫(くしゃみなどの  
飛び散り)を防ぐ  
効果があります。



3

こまめな**手洗い**  
などの**基本**も**大事**

帰宅時や、料理・食事の前など、  
口や鼻に触れる前に、  
こまめに手洗いなどをしましょう。



マスク不足を解消するために官民連携して

毎週**1億枚**以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

**【多くの方が集まるイベントや行事等の参加・開催について】**

多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合も、お一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくとともに、イベントや行事等を主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。(厚生労働省ホームページより)

**○留意事項**

- ・症状のある人は参加を見合わせていただく。
- ・会場での感染予防対策を呼びかける。  
こまめな手洗い、手指の消毒、必要に応じてマスクの着用、等
- ・飛沫、接触による感染リスクを低減する対策をとる  
会場内の空間の確保、席の配置の工夫、換気、等
- ・開催の可否等の判断にあたっては、状況の正確な把握に努める。

千葉市立学校の子どもたちと保護者の皆様へ

## ● よぼう りかい おも ころろ たいせつ 予防の理解と思いやりの心を大切に…。

新型<sup>しんがた</sup>コロナウイルス<sup>かんせんしやう</sup>感染症<sup>れんじつ</sup>については、連日<sup>ほうどう</sup>のように報道<sup>ほうどう</sup>されています。そうした報道<sup>ほうどう</sup>を聞いて、心配<sup>しんぱい</sup>している<sup>ひと</sup>人も多い<sup>おほい</sup>と思います。こうしたときに大切<sup>たいせつ</sup>なことは、情報<sup>じやうほう</sup>を正<sup>ただ</sup>しく理解<sup>りかい</sup>するとともに、思いやりの気持ち<sup>きもち</sup>をもって行動<sup>こうどう</sup>することです。

感染症<sup>かんせんしやう</sup>の予防<sup>よぼう</sup>について理解<sup>りかい</sup>し、次<sup>つぎ</sup>のことに気<sup>き</sup>をつけましょう。

◇こまめな手洗い<sup>てあらい</sup>が基本<sup>きほん</sup>です。

いろいろな場所<sup>ばしょ</sup>を触<sup>さわ</sup>ることで知らないうちに手<sup>て</sup>などにウイルス<sup>ういるす</sup>がつくことがあります。帰宅時<sup>きたくじ</sup>や食事<sup>じしょく</sup>前<sup>まへ</sup>などには、石けん<sup>いしけん</sup>をつかってこまめに手洗い<sup>てあらい</sup>をしましょう。

◇「咳エチケット」<sup>せきエチケット</sup>が大切<sup>たいせつ</sup>です。

咳<sup>せき</sup>やくしゃみ<sup>やくしゃみ</sup>など少しでも症状<sup>しやうじやう</sup>があるときは、マスク<sup>ますく</sup>を正<sup>ただ</sup>しくつけましょう。マスク<sup>ますく</sup>はウイルス<sup>ういるす</sup>が広<sup>ひろ</sup>がることを防<sup>が</sup>ぎます。

◇十分な睡眠<sup>じゆうまん すいみん</sup>とバランス<sup>ばらんす</sup>のよい食事<sup>じしょく</sup>を心がけ<sup>こころ</sup>ましょう。

十分な睡眠<sup>じゆうまん すいみん</sup>と休養<sup>きゅうよう</sup>をとり疲れ<sup>つか</sup>れをためないことや、バランス<sup>ばらんす</sup>のよい食事<sup>じしょく</sup>が大切<sup>たいせつ</sup>です。

外国<sup>がいこく</sup>から来<sup>き</sup>たり海外旅行<sup>かいがいりょこう</sup>から帰<sup>かえ</sup>ってきたりしたお友達<sup>ともだち</sup>や家族<sup>かぞく</sup>の方<sup>かた</sup>、新型<sup>しんがた</sup>コロナウイルス<sup>かんせんしやう</sup>感染症<sup>かんせんしやう</sup>拡大<sup>かくだい</sup>の防止<sup>ぼうし</sup>に向けて働<sup>む</sup>いている方<sup>かた</sup>や家族<sup>かぞく</sup>の方<sup>かた</sup>を傷<sup>きず</sup>つけるような言葉<sup>ことば</sup>や行動<sup>こうどう</sup>は、絶対<sup>ぜったい</sup>にやめましょう。

◇ふざけや遊び<sup>あそび</sup>のつもりでも、相手<sup>あいて</sup>がいやな気持ち<sup>きもち</sup>になるようなことは、やめましょう。

◇不安<sup>ふあん</sup>な気持ち<sup>きもち</sup>を持っているお友達<sup>ともだち</sup>を見かけたら、優しく<sup>やさしく</sup>声をかけたり話<sup>はなし</sup>を聞いたりして、一緒<sup>いっしょ</sup>にささえましょう。

◇もし、思いやりのない言葉<sup>ことば</sup>や行動<sup>こうどう</sup>で傷<sup>きず</sup>ついたときには、先生<sup>せんせい</sup>やスクールカウンセラー<sup>かぞく</sup>、家族<sup>かぞく</sup>やお友達<sup>ともだち</sup>など、信頼<sup>しんらい</sup>できる人<sup>ひと</sup>にすぐ相談<sup>そうだん</sup>をしましょう。直接<sup>ちよくせつ</sup>悩み<sup>なやみ</sup>を相談<sup>そうだん</sup>できない人は、電話<sup>でんわ</sup>相談<sup>そうだん</sup>などの窓口<sup>まどぐち</sup>に相談<sup>そうだん</sup>しましょう。

### 【相談窓口】

◆千葉市教育相談ダイヤル24 ☎ 0120-101-830

◆24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310

◆千葉市新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口(9時から17時まで)

☎ 043-238-9966

みんなが不安<sup>ふあん</sup>なときだからこそ、正しい理解<sup>ただ りかい</sup>と思いやりの心<sup>おも</sup>で、明るく楽しい<sup>ころろ</sup>学校<sup>あか</sup>をつくっていきましょう。

令和2年2月18日

各代表者 様

千葉市こども未来部  
幼保運営課長

保育園等における新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスについては、国内で新たな患者が発生しており、地域における感染の拡大が懸念されることから、抵抗力の弱い児童が多数利用する保育園等において施設内における感染を防止するため、各園にて下記に留意の上ご対応いただくとともに、別添保護者宛文書を在園児童の保護者の方へ配布いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 児童、職員、保護者等が外部から感染症の病原菌を持ち込むことを防ぐため、施設入口やトイレにアルコール消毒液を設置したり、施設内ではうがいやマスクの着用、咳エチケット、室内の換気等の徹底をお願いします。
- 2 送迎時には、児童の検温結果など、健康状態等の確認に努めてください。登園後、発熱や呼吸器病状が認められる場合は、他の児童との接触を避け、マスクを着用させるなどした上で、保護者に連絡し速やかな帰宅（かかりつけ医等の受診）を促してください。
- 3 感染拡大の状況等によっては、行政からの要請等により閉所の可能性があることを、保護者に対し予め周知してください。

千葉市幼保運営課・指導班

TEL 245-5727

Mail [unei-shido@city.chiba.lg.jp](mailto:unei-shido@city.chiba.lg.jp)



令和2年2月18日

保護者各位

千葉市こども未来部  
幼保運営課長

新型コロナウイルスへの対応について  
(認定こども園・保育園等に通う保護者の皆様へ)

認定こども園・保育園等に通う皆様に下記について、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 園との連携を密にし、園に入る際はアルコール消毒液等での消毒又は、手洗いにご協力ください。
- 2 毎朝登園前に検温し、健康状態の把握に努めていただき、送迎時には、お子さんの検温結果、健康状態等を園職員にお伝えください。登園後、発熱や呼吸器症状等がみられた場合は、速やかに保護者の方に連絡しますので、かかりつけ医等を受診してください。
- 3 県内の感染拡大の状況等によっては、行政からの要請等により臨時休園する可能性があります。

\*新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことに努めてください。

事務連絡

令和2年2月17日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた  
対応について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新型コロナウイルス感染症対策  
専門家会議において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相  
談・受診の目安」が取りまとめられ、本日公表されたところです。

各民生主管部局におかれては、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つと  
ともに、職員も含め、妊婦、子ども、障害者及び高齢者並びにこれらの家族等  
による適切な相談及び受診がなされるよう、周知等の適切なご対応をお願いいた  
します。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県  
におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたし  
ます。

<参考>

・新型コロナウイルスを防ぐには  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

### 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

### 2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
  - 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - 高齢者
  - 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
  - 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

### 3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和2年2月13日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1. 基本方針

- ▶ 何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- ▶ 今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

## 2. 緊急対応策 (主なもの)

### (1) 帰国者等への支援

#### ◆ 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

- ・政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
- ・国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応

船内の患者を病院へ輸送する様子



#### ◆ 帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

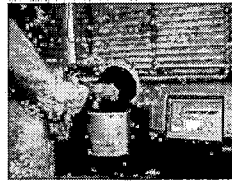
- ・国民への正確な情報提供
- ・PCR検査、健康診断等

#### ◆ 邦人の安全確保のための支援

### (2) 国内感染対策の強化

#### ◆ 病原体等の迅速な検査体制の強化等

- ・国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
- ・全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
- ・新型コロナウイルス感染症の検査法の開発



PCR検査

#### ◆ 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

- ・国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
- ・帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援

#### ◆ 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

- ・簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
- ・民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
- ・感染症流行対策イノベーション連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援

#### ◆ マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

### (4) 影響を受ける産業等への緊急対応

#### ◆ 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

- ・JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
- ・厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置
- ・宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

### (3) 水際対策の強化

#### ◆ 全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

- ・地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
- ・検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
- ・航空会社や旅客船事業者等に対する協力要請

#### ◆ 健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

- ・健康フォローアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備

#### ◆ 入国管理の更なる強化

- ・出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応

通訳を介した上陸審査の様子



### (5) 国際連携の強化等

#### ◆ 感染症対策に係る国際支援

- ・分離したウイルスを研究開発用に無償供与
- ・アジア各国等への医療資機材等の供与、検査体制の充実への貢献
- ・各国地域との連携による国際的な感染動向の把握
- ・NPOなどによる国際貢献の支援

# 新型コロナウイルスに関するQ&A (一般の方向け)

## 令和2年2月17日時点版

### 1 すべての方へ

問1 コロナウイルスとはどのようなウイルスですか？

問2 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつりますか？

問3 新型コロナウイルスは動物からうつりますか？

問4 二次感染のリスクはありますか？

問5 潜伏期間はどれくらいありますか(その期間も感染しますか)？

問6 無症状病原体保持者から感染しますか？

問7 新型コロナウイルス感染症はどのように感染しますか？

問8 上海市民政局が「エアロゾル感染」の可能性があると発表しましたが、「エアロゾル感染」は起こるのでしょうか？

問9 感染を予防するために注意することはありますか？心配な場合には、どのように対応すればよいですか？(更新しました)

問10 「咳エチケット」とは何ですか？

問11 マスクをした方がよいのはどのような時ですか？

問12 マスクが手に入りにくいですが、いつになったら手に入るようになりますか？

問13 一般的に濃厚接触とはどのようなことでしょうか？

問14 感染が疑われる場合、どこの医療機関に行けば検査、診療をしてもらえますか？(更新しました)

問15 相談や受診する前に心がけることはなんですか？ **NEW**

問16 帰国者・接触者相談センターに相談する目安はありますか？ **NEW**

問17 相談後、医療機関を受診するときに注意することはありますか？ **NEW**

問18 どのように診断しますか？

問19 治療方法はありますか？

問20 どのような場合に重症化するのですか？

問21 中国やウイルスが見つかったその他の場所から送られてくる手紙や輸入食品などの荷物により感染しますか？

問22 在日中国人の方への案内はありますか？

問23 外国語でHPを確認したいのですが。

問24 下痢症状がある場合どのように対応すればいいのでしょうか。

### 2 妊娠中の方、お子さまがいる保護者の方へ

問1 妊娠中に新型コロナウイルスに感染した場合、どのような症状や胎児への影響がありますか？

(更新しました)

問2 保育園ではどのような具体的な対策をしていますか？

問3 家族で湖北省に滞在し帰国しました。子どもを保育園に通わせる前に準備することはありますか？

問4 湖北省から帰国した園児を保育園に通園させたいとご家族から相談がありました。どこに相談したらよいですか？

問5 中国以外の発症例がある国(地域)からの帰国したお子さんも登園を控えてもらった方がよいでしょうか？

### 3 高齢の方やご家族の方へ

問1 新型コロナウイルスは高齢者だけに感染しますか？

問2 社会福祉施設などでは、どのような具体的な対策が考えられますか？

問3 家族で湖北省に滞在し帰国しました。社会福祉施設に入所している家族を訪問したいのですが、どうしたらよいですか？(更新しました)

## 1 すべての方へ

### 問1 コロナウイルスとはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染するものは6種類あることが分かっています。そのうちの2つは、中東呼吸器症候群(MERS)や重症急性呼吸器症候群(SARS)などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスが含まれています。残り4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10~15%(流行期は35%)の占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

### 問2 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつりますか？

風邪やインフルエンザと同様に、まずは、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる「咳エチケット」や、石けんを使った手洗いなどの感染症対策を行うことが重要です。

[ページの先頭へ戻る](#)

### 問3 新型コロナウイルスは動物からうつりますか？

新型コロナウイルスは、ペットからは感染しません。なお、動物を媒介する感染症は他にありますので、普段から動物に接触した後は、手洗いなどを行うようにしてください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問4 二次感染のリスクはありますか？

ヒトからヒトへ感染した例が報告されています。感染のしやすさは、インフルエンザと同等であるなど、さまざまな研究が世界で報告されていますが、確かなことは現時点では分かっていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問5 潜伏期間はどのくらいありますか（その期間も感染しますか）？

世界保健機関（WHO）のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日（多くは5-6日）とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>

参考までに、他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問6 無症状病原体保持者から感染しますか？

無症状病原体保持者からの感染を示唆する報告（<https://www.nejm.org/doi/full/10.1056/NEJMc2001468>）もみられますが、現状では、まだ確実なことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く表れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/transmission.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問7 新型コロナウイルス感染症はどのように感染するのでしょうか？

現時点では、飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染の2つが考えられます。

(1) 飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

※主な感染場所：劇場、満員電車などの人が多く集まる場所

(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付きます。他者がその物を触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。

※主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問8 上海市民政局が「エアロゾル感染」の可能性があると発表しましたが、「エアロゾル感染」は起こるのでしょうか？

上海市民政局の説明では、「飛沫が空気中で混ざり合ってエアロゾルを形成し、これを吸引して感染する」というもので、空気感染ではなく、飛沫感染に相当すると考えられます。国内の感染状況を見ても空気感染に特徴的な現象は確認されていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問9 感染を予防するために注意すべきことはありますか？心配な場合には、どのように対応すればよいですか？（更新しました）

まずは、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いを行ってください。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。特に電車や職場、学校など人が集まる場所で行うことが重要です。

また、持病がある方などは、上記に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

(新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には問14をご覧ください)

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問10 「咳エチケット」とは何を行うことですか？

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問11 マスクをした方がよいのはどのような時ですか？

マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。咳やくしゃみ等の症状のある人は積極的にマスクをつけましょう。

予防用にマスクを着用することは、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では一つの感染予防策と考えられますが、屋外などでは、相当混み合っていない限り、マスクを着用することによる効果はあまり認められていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問12 マスクが手に入りにくいですが、いつになったら手に入るようになりますか？

マスクは、官民が協力して、国内生産体制の強化や輸入品の確保に取り組み、例年以上の枚数（毎週1億枚以上）を皆さまにお届けできるようになりました。

皆さまには、風邪や感染症の疑いがある方にマスクが届くよう、ご理解・ご協力をお願いします。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問13 一般的に濃厚接触とはどのようなことでしょうか？

必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、接触した方などを濃厚接触者としています。今回の新型コロナウイルス感染症に関連する情報は、国立感染症研究所のホームページをご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問14 感染が疑われる場合、どこの医療機関に行けば検査、診療をしてもらえますか？（更新しました）

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析

を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLからご覧いただけます。下記のホームページをご覧ください、お問い合わせください。

[帰国者・接触者相談センターページ](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問15 相談や受診する前に心がけることはなんですか？ NEW

発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休んでください。発熱などの風邪の症状が現れたら、毎日、体温を測定して記録してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問16 帰国者・接触者相談センターに相談する目安はありますか？

NEW

以下のいずれかの場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。妊婦の方は、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに相談してください。現時点で、子どもが重症化しやすいとの報告はありませんので、目安どおりの対応をお願いします。なお、インフルエンザなどの心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医などに相談してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問17 相談後、医療機関を受診するときに注意することはありますか？ NEW

帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問18 どのように診断しますか？

診断方法としては、咽頭ぬぐい液（インフルエンザの検査と同じように綿棒でのどをぬぐってとった液体）を用いて、核酸増幅法(PCR法など)でウイルス遺伝子の有無を確認します。実際に検査を検討する場合は、疑似症として保健所に届け出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。

まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問19 治療方法はありますか？

現時点で、このウイルスに特に有効な抗ウイルス薬などはなく、対症療法を行います。

詳しくは、国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。（医療・検査機関向けQ A問12）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問20 どのような場合には重症化するのですか？

現時点で、どのような方が重症化しやすいか十分に明らかではありません。通常の肺炎などと同様に、高齢者や基礎疾患のある方のリスクが高くなる可能性は考えられます。新型コロナウイルスに罹った肺炎患者を調査した結果、1/3～1/2の方が糖尿病や高血圧などの基礎疾患を有していたとする報告もあります。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/clinical-guidance-management-patients.html>

高齢者や基礎疾患のある方などは、一般的な衛生対策に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問21 中国やウイルスが見つかったその他の場所から送られてくる手紙や輸入食品などの荷物により感染しますか？

現在のところ、中国やウイルスが見つかったその他の場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという疫学的情報はありません。WHOも、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物で長期間生き残ることができないとしています。

【WHOの情報】

<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public>

【国立医薬品食品衛生研究所の情報】

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/microbial/2019-nCoVindex.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問22 在日中国人の方への案内はありますか？

こちらをご案内ください。(中国大使館領事部作成)

领事保护与服务24小时热线：+86-10-12308、+86-10-59913991

邮箱：[lss@mfa.gov.cn](mailto:lss@mfa.gov.cn)

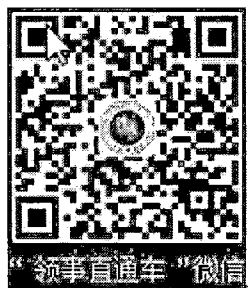
如涉及海外中国公民安全与合法权益事项求助与咨询，请直接拨打+86-10-12308热线求助与咨询。



领事保护24小时 Hotline：+86-10-12308、+86-10-59913991


メールアドレス：[lss@mfa.gov.cn](mailto:lss@mfa.gov.cn)

海外にいる中国国民の皆さまへ、安全やお困りごとについてご質問があれば、+86-10-12308にお問い合わせください。



(参考) 中華人民共和国駐日本国大使館HP

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zt/2016boaojp/>

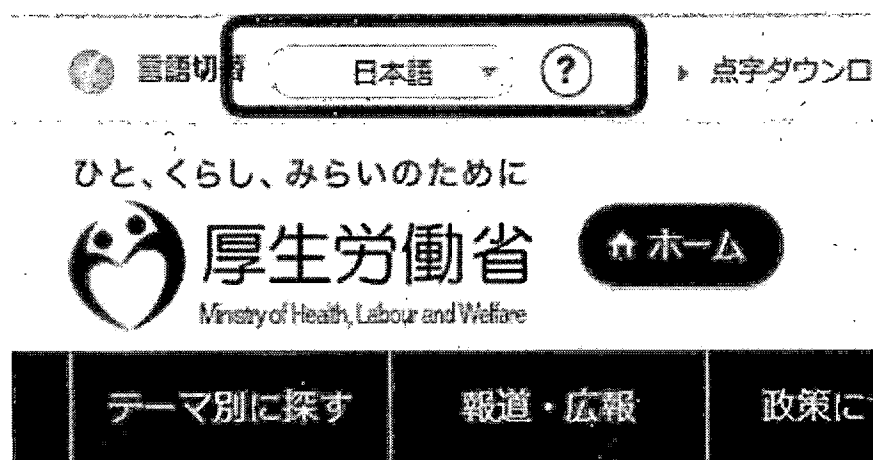
 [中国大使館領事部作成文書](#)  [383KB]

[ページの先頭へ戻る](#)

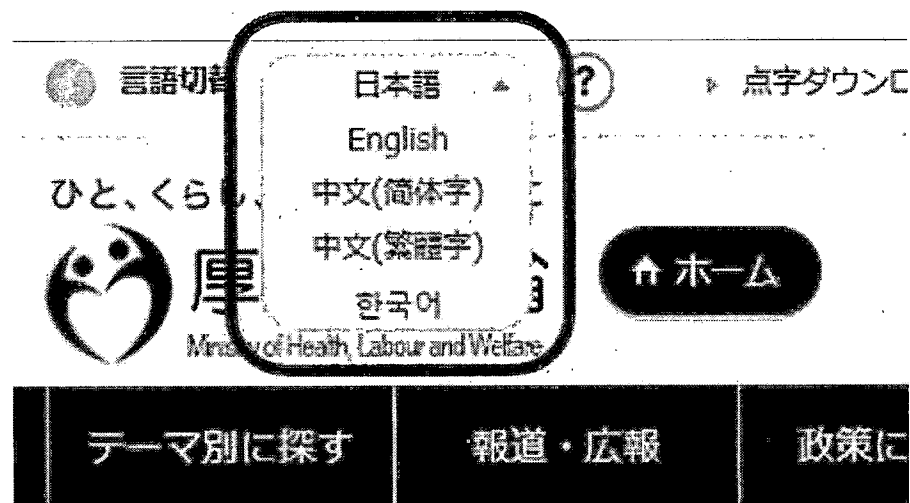
## 問23 外国語でHPを確認したいのですが。

こちらの手順で厚生労働省HPの言語切り替えができます。現在は英語、中国語、韓国語に対応しております。(自動翻訳)

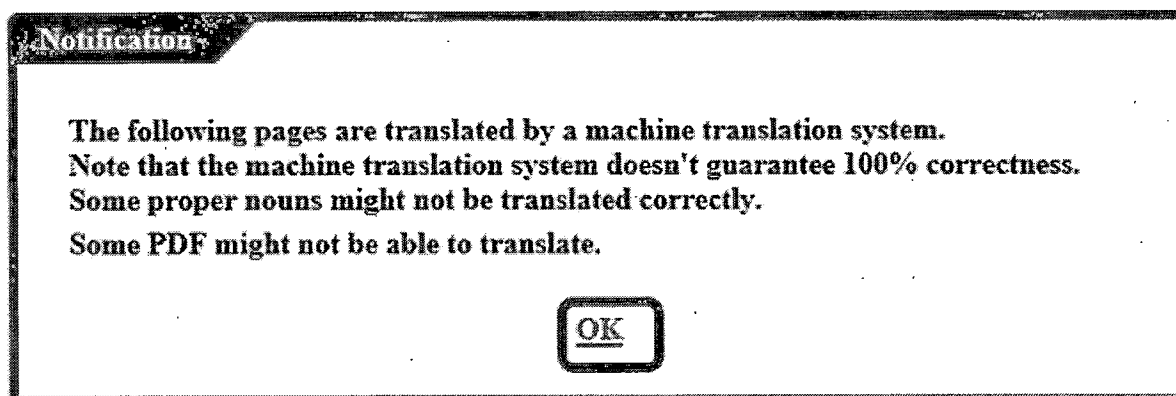
厚生労働省HPの左上の「言語切替」のタブをクリック



言語が選べます。



各言語でお知らせがでますので、お読みになり下部をクリックください。



[ページの先頭へ戻る](#)

## 問21 下痢症状がある場合、どのように対応すればいいでしょうか？

糞便中に感染性のあるウイルス粒子は検出されていないとWHOより報告されています。これまで通り通常の手指衛生に加え、新型コロナウイルス感染症疑い患者や患者（確定例）、濃厚接触者が使用した者の使用後のトイレについては、急性下痢症状等を認め、トイレが糞便により汚染された場合には、次亜塩素酸ナトリウム（1000ppm）又は消毒用エタノールによる清拭をすることが推奨されます。症状がない場合においては、特段の清拭は必要ないと考えられます。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 2 妊娠中の方、お子さまがいる保護者の方へ

### 問1 妊娠中に新型コロナウイルスに感染した場合、どのような症状や胎児への影響がありますか？（更新しました）

一般的に、妊娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時に比べて重症化する可能性があります。そのため、  
・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日以上続く場合  
・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。また、胎児への影響については不明ですが、現時点で胎児障害の報告はありません。詳しくは以下のページを参照下さい。

[日本産婦人科感染症学会：インフォメーション一覧](#)  
[帰国者・接触者相談センターページ](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問2 保育園ではどのような具体的な対策をしていますか？

マスク着用を含む咳エチケットや石けんやアルコール消毒液などによる手洗いといった感染防止対策の徹底をお願いしています。また、湖北省または浙江省から帰国した方については、14日間登園を控えていただくなどの要請を行っています。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問3 家族で湖北省または浙江省に滞在し帰国しました。子どもを保育園に通わせる前に準備することはありますか？

事前に保育園に電話でご連絡ください。帰国時や湖北省または浙江省から帰国した方との接触から14日間は登園を避け、外出を控えてください。また、お子さまの健康状態についても、定期的に保育所と共有してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問4 湖北省または浙江省から帰国した園児を保育所へ通園させたいとご家族から相談がありました。どこに相談したらよいですか？

症状などについては、市区町村にご連絡ください。症状があれば保健所に相談し、無症状でも登園を14日間控えるよう要請しているとお伝えください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問5 中国以外の発症例がある国（地域）からの帰国したお子さまも登園を控えてもらった方がいいのでしょうか？

現時点では、登園を控える必要はありませんが、季節性のインフルエンザと同様、保護者と連携してお子さまの健康観察を行い、少しでも咳などの症状が出た場合はまずは病院や嘱託医にご相談ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 3. 高齢の方やご家族の方へ

## 問1 新型コロナウイルスは高齢者だけに感染しますか？

すべての年齢の人々が新型コロナウイルス（2019-nCoV）に感染する可能性があります。通常の肺炎などと同様に、高齢者や基礎疾患のある方のリスクが高くなる可能性が考えられます。世界保健機関（WHO）は、すべての年齢の方に、手洗いと咳エチケットを順守するなど、ウイルスから身を守るための対策をとるよう助言しています。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問2 社会福祉施設などでは、どのような具体的な対策が考えられますか？

風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや石けんやアルコール消毒液などによる手洗いで、感染経路を絶つことが重要です。「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（厚労省）P.4（感染経路の遮断）<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf> や「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚労省）、P.8（飛沫感染対策）、P.12（接触感染対策）<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf> などを活用し、感染対策に努めてください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問3 家族で湖北省または浙江省に滞在し帰国しました。社会福祉施設に入所している家族を訪問したいのですが、どうしたらよいですか？（更新しました）

14日以内に湖北省または浙江省への渡航歴のある方、あるいはこれらの方と接触した方で、咳や発熱などの症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡したうえで、速やかに医療機関を受診するよう、ご協力ください。また、医療機関を受診の際は、湖北省または浙江省の滞在歴があること、または湖北省または浙江省に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（2月13日付事務連絡）では、湖北省または浙江省から帰国した職員など（濃厚接触者も含む）は症状がない場合も、帰国または接触から14日間の間は外出を控えていただくよう要請しています。家族の面会も帰国または接触から14日間は控えてください。対応についてお困りの場合は、最寄りの保健所にご相談ください。

[保健所管轄区域案内](#)

[ページの先頭へ戻る](#)





PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

# 新型コロナウイルスに関するQ&A (発生状況や行政の対策)

## 令和2年2月17日時点版

問1 現在までの発生状況や死亡者数(国内、海外)

問2 感染地域からの入国を適切に管理するべきではないでしょうか?

問3 水際対策はどのようなことを行っていますか? (更新しました)

問4 国内でも感染者が出ていますが、感染拡大対策はどのようなことを行っていますか?

問5 感染した患者の行動履歴について、積極的に情報開示すべきではないでしょうか? **NEW**

### チャーター機関係 **NEW**

問6 チャーター機の帰国した方々に対する対応について、経過観察の期間を延長する必要はありませんか? **NEW**

### クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」関係

問7 横浜港に移行したクルーズ船についての現状と今後の対応はどうするのですか?

問8 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の船内での生活環境改善を改善できないのですか?

問9 乗客に、早く全数検査をして無症状病原体保有者と区別しないのですか?

問10 新型コロナウイルスに感染していないことが明確な乗員・乗客は、個別に下船させるなどの対応が必要ではないのですか? (更新しました)

問11 ダイヤモンド・プリンセス号の乗客・乗員の不安を解消するために、精神的なケアができる医師を含め、現場で対応に当たる医療関係者を増やさないのですか?

### その他 **NEW**

問12 アメリカ疾病対策センター(CDC)が日本政府の対応を批判していると言われていますが、本当ですか? **NEW**

## 発生状況や行政の対策について

## 問1 現在までの発生状況や死亡者数（国内、海外）

最新の状況は、内閣官房HP：「[新型コロナウイルス感染症の対応について](#)」や厚生労働省HP：「[新型コロナウイルス感染症について](#)」のうち「[報道発表資料](#)」の「[発生状況](#)」をご覧ください。  
[内閣官房HP「新型コロナウイルス感染症の対応について」](#)  
[厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症について」](#)  
[ページの先頭へ戻る](#)

## 問2 感染地域からの入国を適切に管理するべきではないでしょうか。

当面の間、14日以内に湖北省または浙江省における滞在歴がある外国人、湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、症状の有無にかかわらず、その入国を拒否しています。この措置は、今後の進展によって弾力的に見直す可能性があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問3 水際対策はどのようなことを行っていますか？（更新しました）

新型コロナウイルス感染症の病原体が、外国からの航空機や船舶（以下、「航空機等」という。）を介して国内へ侵入することを防止するとともに、航空機等に関して感染症の予防に必要な措置を講じることを目的として、政令により新型コロナウイルス感染症を「[検疫法第34条の感染症の種類](#)」として指定しました。当該指定により、外国から日本へ入国しようとする方に対する質問・診察の実施、患者等の隔離・停留のほか、航空機等に対する消毒等の措置を講じることが可能となりました。

現在は、中国全土でこの感染症が流行している事を受けて、日本の水際対策は、中国からの到着便・到着船について全員質問票による聞き取り、ポスター掲示による自己申告の呼びかけ、健康カード配布による国内二次感染などのリスクの軽減などを行っています。

検疫所FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問4 国内でも感染者が出ていますが、感染拡大対策はどのようなことを行っていますか？

厚生労働省では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（「[感染症法](#)」）」に基づき、新型コロナウイルスの感染者などに対する入院措置や、それに伴う医療費は原則として公費負担となる指定感染症に指定しています。感染の拡大を防ぐための施策や罹患者の受け入れ体制の強化などを行っています。

具体的な対応状況は、厚生労働省および海外渡航者向け検疫所のホームページやTwitterなどで随時情報提供していますので、ご確認ください。

厚生労働省HP : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

厚生労働省Twitter : <https://twitter.com/mhlwtwitter>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問5 感染した患者の行動履歴について、積極的に情報開示すべきではないでしょうか？ **NEW**

感染症に関する情報の公表に当たっては、適時適切な情報の公表が必要と考えており、今後とも、個人の情報保護に留意しつつ、必要な情報の公表に努めます。

[ページの先頭へ戻る](#)

## チャーター便関係 **NEW**

### 問6 チャーター便で帰国した方々について、経過観察の期間を延長する必要はありませんか。 **NEW**

世界保健機関（WHO）の報告によれば、新型コロナウイルスの現時点の潜伏期間は1-12.5日（多くは5-6日）とされています。また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

例えば、チャーター便第1便（1月29日帰国）の帰国者のうち、当初PCR検査結果が陰性であった、症状のなかった197名については、潜伏期間の最大値とされる12.5日間の観察期間中に症状を発症せず、この健康観察終了時に再度のPCR検査を実施し、陰性であることを確認し、このたび帰宅できることとしました。今後、日常生活の制限は不要と考えています。

[ページの先頭へ戻る](#)

## クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」関係

### 問7 横浜港に寄港したクルーズ船についての現状と今後の対応はどうするのですか？（更新しました）

これまで、乗客・乗員全員に対して、体温計による体温スクリーニングを行うとともに、感染を予防する行動を取ることで、健康観察期間が14日間で終了するよう船内での過ごし方の行動基準を周知しています。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問8 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の船内での生活環境を改善をできないのですか？

乗客・乗員に対し、医師などによる健康チェックを実施し、医薬品、日用品などのご要望について、厚生労働省でとりまとめて支給しています。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問9 乗客に、早く全数検査をして無症状病原体保有者と区別しないのですか？

クルーズ船でのPCR検査については、検査キットの数や処理能力を踏まえ、まず、優先度が高い方に検査を実施しています。ご本人の意向も踏まえて、原則、80歳以上の方で、基礎疾患などを抱えている方、または船内で窓のない部屋と、窓があっても開閉できない窓しかない部屋で生活されている方とその同室者から検査を行い、今後79歳以下の方についても同様の対応を順次進めています。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問10 新型コロナウイルスに感染していないことが明確な乗員・乗客は、個別に下船させるなどの対応が必要ではないですか？（更新しました）

新型コロナウイルス検査にて陰性が確認された方については、ご本人が下船を希望される場合は下船し、潜伏期間が解消するまでの間、政府が指定する宿泊施設においてお過ごしいただくこととしております。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問11 「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の不安を解消するために、精神的なケアができる医師を含め、現場で対応に当たる医療関係者を増やさないのですか？

もともと乗船している船医、防衛省の医官、医師・薬剤師などの厚生労働省の職員のほか、精神科医師などで構成されるDPATや災害発生直後から活動できる機動性を備えたDMATが対応をしています。状況が変化する中で、順次体制を強化していきます。

[ページの先頭へ戻る](#)

## その他 NEW

### 問12 アメリカ疾病対策センター（CDC）が日本政府の対応を批判していると言われていますが、本当ですか？？ NEW

当該報道によるCDCは今回のクルーズ船の事案について「感染者数が多くて懸念している。船内にいる米国民の安全が確保されるよう日本の保健当局と緊密に協力する。」と述べています。CDCに確認したところ「日本政府とは協力して対応しており、日本政府を批判しているわけではない。」とのことであり、日本政府としても在京米国大使館とCDCより派遣された専門家と協議を重ねながらクルーズ船事案の対応方法を検討しています。CDC公式ステートメントをご参照ください。

[CDC公式ステートメント](#)

[CDC公式ステートメント（仮訳）](#)

CDC Diamond Princess Repatriation Media Statement 02/15/2019

<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/s0215-Diamond-Princess-Repatriation.html>

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

# 新型コロナウイルスに関するQ&A (医療機関・検査機関の方向け)

## 令和2年2月16日時点版

問1 診断基準はなんですか？

問2 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法などの相談窓口はありますか？

問3 PCR実施ができる場所や費用、結果が出るまでの期間を教えてください。

問4 検査が陽性となった場合の行政の対応はなんですか？

問5 鑑別疾患はなんですか？

問6 体調を崩した方が医療機関を受診した際に、現場の医師や看護師などはどのようなことに注意して診察を行うべきでしょうか？ **NEW**

問7 感染の疑いがある患者を診察する際、医療者はどのような準備や装備が必要ですか？

問8 感染の疑いがある患者の届け出は必要ですか？

問9 疑い患者が疑似症定点ではない医療機関を受診した際の対応は何ですか？

問10 新型コロナウイルスの簡易検査キットの開発・使用開始はいつごろですか？ (更新しました)

問11 新型コロナウイルスのワクチンの開発・使用開始はいつごろですか？ (更新しました)

問12 臨床経過はどのようなものですか？ **NEW**

### 問1 診断基準はなんですか？

感染が疑われる患者は、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、

- ・発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人、
- ・発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人と濃厚接触歴がある人をいいます。

診断方法は、核酸増幅法(PCR法など)があります。実際には、昨今の国内外の発生状況を踏まえ、これらの地域に限定されることなく、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う場合に、各自治体と相談の上で検査することになります。その際は、疑似症として保健所に届け出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。

まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問2 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法などの相談窓口はありますか？

新型コロナウイルス感染を疑う患者の検査方法の技術的な相談は、国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照いただき、国立感染症研究所ウイルス3部にお問い合わせください。また、疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください。

※国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問3 PCR実施ができる場所や費用、結果が出るまでの期間を教えてください。

渡航歴や患者との接触歴などから、都道府県が必要と判断した場合に検査が行われます。このような場合は、検査自体の費用は不要です。結果が判明するまでの期間は状況により異なりますが、1日から数日かかります。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問4 検査が陽性となった場合の行政の対応はなんですか？

保健所で、都道府県や国とも連携しながら、必要に応じて積極的疫学調査を実施します。詳しくは、以下に掲載している情報をご参照ください。

- ・ [厚生労働省HP：「新型コロナウイルス感染症について」の「1 自治体・医療機関向けの情報」](#)
- ・ [国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンス](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問5 鑑別疾患はなんですか？

肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザウイルスによる肺炎が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

[ページの先頭へ戻る](#)



## 問6 体調を崩した方が医療機関を受診した際に、現場の医師や看護師などはどのようなことに注意して診察を行うべきでしょうか？

NEW

新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が受診した際には、この患者が新型コロナウイルス感染症の疑似症に当たらないか注意して診察することが重要です。都道府県・関係団体などを通じ周知している疑似症の基準に沿った診察をお願いします。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問7 感染の疑いがある患者を診察する際、医療者はどのような準備や装備が必要ですか？

手洗いなどの衛生対策を心がけてください。手などの皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70％）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）が有効であることが分かっています。検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問8 感染の疑いがある患者の届け出は必要ですか？

湖北省または浙江省からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合は、直ちに疑似症として届け出る必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問9 疑い患者が疑似症定点でない施設を受診した際の対応は何ですか。

疑似症の届出は必須ではありませんが、保健所に連絡のうえ、検査の実施などについて相談してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問10 新型コロナウイルスの簡易検査キットの開発・使用開始はいつごろですか？（更新しました）

一般に、迅速検査キットを開発し、使用可能となるまで、さまざまな工程がありますが、できるだけ早く開発できるよう支援に努めています。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問11 新型コロナウイルスのワクチンの開発・使用開始はいつごろになりますか？（更新しました）

ワクチンの開発は、ワクチンの有効性・安全性の確認や、一定の品質を担保しつつ、大量生産が可能かどうかの確認などを行う必要があります。一般に、ワクチンを開発し、使用可能となるまで、さまざまな工程がありますが、できるだけ早く開発できるよう支援に努めています。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問12 臨床経過はどのようなものですか？ NEW

国立国際医療研究センターからの症例報告を参考にして下さい。

[http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/2019ncov\\_casereport\\_20205.pdf](http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/2019ncov_casereport_20205.pdf)

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)

# 新型コロナウイルスに関するQ&A (企業の方向け)

## 令和2年2月18日時点版

問1 感染が疑われる方については、どのようにすればよいのでしょうか。

問2 労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

問3 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

問4 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

問5 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。

問6 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

問7 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱い、労働基準法上問題はありますか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

問8 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するのでしょうか。

### 問1 感染が疑われる方については、どのようにすればよいのでしょうか。

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLからご覧いただけます。下記のホームページをご覧ください、お問い合わせください。

[帰国者・接触者相談センターページ](#)

**参考：新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）**

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問2 労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

2月1日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができますこととなります。

感染症法により就業制限を行う場合は、感染症法によることとして、労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはしませんが、感染症法の制限に従っていただく必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問3 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合ってください、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。

なお、賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきですが、法律上、労働基準法第26条に定める休業手当を支払う必要性の有無については、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するかどうかによって判断されます。

※なお、休業手当を支払う必要がないとされる場合においても、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討するなど休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、休業手当の支払が必要となることがあります。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問4 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問5 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLからご覧いただけます。下記のホームページをご覧ください、お問い合わせください。

[帰国者・接触者相談センターページ](#)

「帰国者・接触者相談センター」の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問6 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。

一方、例えば熱が37.5度以上あることなど一定の症状があることのみをもって一律に労働者を休ませる措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問7 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱い、労働基準法上問題はありませんか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規定に照らし適切に取り扱ってください。

[ページの先頭へ戻る](#)

## 問8 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。

ご質問については、新型コロナウイルスに関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性・必要性などを勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の新型コロナウイルスが指定感染症に定められており、一般に急病への対応は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。

ただし、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

(参考) 時間外・休日労働とは？

労働基準法第32条においては、1日8時間、1週40時間の法定労働時間が定められており、これを超えて労働させる場合や、労働基準法第35条により毎週少なくとも1日又は4週間を通じ4日以上与えることとされている休日に労働させる場合は、労使協定(いわゆる36協定)を締結し、労働

基準監督署に届け出ていただく必要があります。

しかし、災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合においても、例外なく、36協定の締結・届出を条件とすることは実際的ではないことから、そのような場合には、36協定によるほか、労働基準法第33条第1項により、使用者は、労働基準監督署長の許可（事態が急迫している場合は事後の届出）により、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働をさせることができるとされています。労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきものです。なお、労働基準法第33条第1項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

## 千葉市健康危機管理対策本部設置要綱

## (設置)

第1条 多数の市民の生命や健康を脅かす危機的な事態が発生した際に健康被害の拡大防止を図るため、全庁的な対策を講ずる必要がある場合には、「千葉市健康危機管理基本指針」に基づき、千葉市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康危機 食中毒、感染症、飲料水汚染、毒物・劇物、その他何らかの原因（千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号）第2条第3号に規定する「公害」を除く。）により、市民の生命や健康を脅かす突発的な事態が大規模あるいは広域的に発生する場合をいう。
- (2) 健康危機管理 健康危機に関する原因究明並びに健康被害の発生及び拡大防止等の業務をいう。
- (3) 健康危機情報 健康危機に関する情報をいう。

## (所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康危機情報の共有化
- (2) 健康被害の拡大防止に必要な対策の検討
- (3) その他健康危機管理に関し必要な事項の調査検討

## (組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を統括する。
- 4 副本部長は、保健福祉局の事務を分担する副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 前項に掲げる者のほか、必要に応じ、本部長が指名する者を委員とすることができる。

## (会議)

第5条 対策本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 本部長は、委員が会議に出席できないときは、委員の指名する者を代理として会議に



出席させることができる。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、健康部健康企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

総務局長、総合政策局長、財政局長、市民局長、保健福祉局長、こども未来局長、環境局長、経済農政局長、各区長、消防局長、水道局長、病院事業管理者、病院局次長、教育次長、保健福祉局次長、市長公室長、総務部長、情報経営部長、総合政策部長、財政部長、市民自治推進部長、生活文化スポーツ部長、こども未来部長、環境保全部長、経済部長、農政部長、警防部長、学校教育部長、高齢障害部長、健康部長、青葉病院長、海浜病院長、保健所長、環境保健研究所長